

熊本市農業委員会総会議事録

1 日時 平成26年4月8日(火)午後 3時00分 招集

1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 駐輪場8階会議室

1 出席委員45名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	11番 森 日出輝	12番 杉本 清和
13番 村上 義博	14番 網田 稔	15番 村中 英次
16番 南 順二	17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄
20番 田中 求	21番 山口 謙藏	22番 松村造酒夫
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	25番 牛嶋 弘
26番 渡辺 智明	27番 麻生 隆弘	28番 園田 操
29番 村上 智弘	30番 澤田 公俊	31番 村上 正春
32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆	34番 一木 文雄
35番 後藤 和則	36番 北口 和皇	37番 古川 盛康
38番 吉田 一幸	39番 榊永 築	40番 西川 秀文
41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄	44番 志柿 茂喜
45番 内田 康喜	46番 前田 道弘	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	

欠席委員 3名

19番 春口 豊徳	39番 榊永 築	50番 上田 芳弘
-----------	----------	-----------

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第1回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。大変皆さんお忙しい中、農業委員会の総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

今日の議題といたしましては、農地法第3条の許可申請と農業経営基盤強化促進法に基づく農用地集積案が主なものになっておるわけでございます。今日の議案がスムーズにいきますよう、皆様方よろしく

お願いいたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、会議に入るにあたり、総会議題3の議事録署名者及び総会書記指名をいたします。本日の議事録署名者に4番の米村昌昭委員と5番の牛嶋國廣委員を、書記に事務局の水上賢崇主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から第7号議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程についてまで7件でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、議案の訂正、申請の取り下げ等があるので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、お手元の議案のまず2ページになります。

2ページの6番、この小島さんの子への贈与ですけれども、これが取り下げになっております。2ページの6番が取り下げ、それから、その次、3ページの15番、坂本さんの新規就農、これが取り下げになっております。

続きまして、18ページの10番、この資材置き場の申請ですけれども、これが取り下げになっております。

続きまして、16ページの7の営農型太陽光発電設備の備考欄で、一部転用面積が273.09㎡となっておりますけれども、これを276.88㎡に訂正をお願いします。

それから、19ページの14番と15番、これが番号の下のところに賃貸借の「賃」の字が入っておりますけれども、これを地上権の「地」の字ですね。14番と15番を地上権の「地」の字に訂正をお願いします。

それから、ちょうど間の仕切る黄色い紙ですけれども、これが報告事項のところになりますけれども、これの5番の農地法第18条第6項の規定による通知が16ページになっておりますけれども、これは18ページに訂正をお願いします。そして、9番の使用貸借解約通知の件数が12件となっておりますけれども、これは11件に訂正をお願いします。

そして、その先の報告事項の22ページの5番ですけれども、使用貸借解約通知の22ページの5番、これが取り下げになっておりますので、取り下げて修正をお願いします。

それから、1件別紙で追加案件ということで、農地法第5条の規定

に基づく許可申請が1件上がっておりますので、これは第5条の最後のほうで審議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。
説明については以上でございます。

議 長

それでは、議事に入ります。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、6番と15番が取り下げになっておりますので、61件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

48番 田上義則委員

48番委員、田上です。

1番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、画図町所島の専業農家同士が耕作の便宜上、農地を交換する申請です。申請地につきましては、許可後はどちらも米を作付されるということです。

3番は、水前寺6丁目の専業農家が今回、佐土原2丁目の畑を経営拡張のために取得する申請です。申請地につきましては、許可後は大豆を作付されるということです。

最後に4番です。4番は、若葉6丁目の専業農家で、今回、北の田を経営拡張のため使用貸借する申請です。現在の耕作面積が4,623㎡ですが、今回使用貸借される面積が322㎡であり、合わせても4,945㎡で、下限面積5,000㎡を満たしてはおりません。しかし、その位置等から見て、これに隣接する農地と一帯として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作している者が使用貸借するものであることから不許可の例外に該当すると判断いたします。申請地につきましては、許可後は米を作付されるということです。

以上4件、先日の地区委員会で協議しました結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの結果でした。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま地元委員より1番から4番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、5番。

47番 藤本照義委員

47番、藤本です。

5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、上南部1丁目の専業農家が経営拡張のために農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は米を作付されることです。

以上、さきの地区委員会で協議して、下限面積、常時従事要件、地域との調和など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番は取り下げでございます。7番。

32番 橋本春利委員

32番委員の橋本でございます。

7番から10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、経営拡張による所有権移転です。譲受人はミカンを栽培されている専業農家で、許可後はミカンを植えられる計画です。

8番は、使用貸借権の設定で、後継者への経営移譲です。契約期間は5年間です。借人は同一世帯の後継者で、レンコンを栽培されております。許可後もレンコンを栽培される計画です。

9番は、子への贈与です。譲受人は水稻を栽培されている専業農家です。許可後も水稻を栽培される計画です。

10番は、賃借権の設定で独立就農によるものです。契約期間は10年間です。借人は現在親元で就農されており、今回、独立して就農されます。許可後は水稻と施設栽培でトマトとメロンを栽培される計画です。

以上4件、このうち独立就農の一人には地区委員会に出席を願い、聞き取り調査を行った上で協議検討した結果、いずれも農地法第3条

第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、7番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

16番 南順二委員

16番委員、南です。

11番から17番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番、12番は関連で、独立就農のための所有権移転の申請で、11番は祖父からの贈与、12番は売買により取得されるものです。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、今後は青年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンを栽培される予定です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は、ミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンを栽培される予定です。

14番も経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は昨年独立就農されたご夫婦で、父から贈与によるものです。申請地にはミカンを栽培される予定です。

15番は、取り下げ願ひが提出されております。

16番は、独立就農のための賃貸借設定の申請です。申請者は今まで農業生産法人に勤務され、かんきつ類の生産、流通にかかわってこられました。今回青年就農交付金制度を活用され、農業経営を開始されます。申請地にはミカンを栽培される予定です。

17番も独立就農のための賃貸借設定の申請です。申請者は現在、親元で農業に従事されていますが、青年就農交付金制度を活用され、今後は独立した農業経営を目指されます。申請地にはミカンを栽培される予定です。

以上6件、独立就農者には、さきの地区委員会で営農計画について聞き取り調査を行い検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　15番は取り下げでございます。
　　続きまして、18番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

18番から43番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、姪への贈与としての農地を取得される申請です。申請人は農家で、米を作付されており、許可後も申請地に米をつくられる予定です。

19番から43番は関連です。先月、継続審議、営農型太陽光発電設備に係る3条申請の案件です。これは、耕作放棄地であった農地に一般企業が農業参入による賃貸借権設定をされるもので、5条申請の一時転用に伴い、畑35筆、合計1万4,042㎡に太陽光のパネルの下にみょうが、パネルの外にタマネギを栽培される計画です。前回継続審議の原因は、5条許可申請に必要な営農への見込みについて、その根拠となる関連データ、地域の平均的な反収などの数値、また、必要な知見を有する者の意見書や設備の撤去費用負担の誓約などが不足し、土壌改良の計画のないことでありましたが、今回聞き取り調査及び現地協議も行い、それらの関係書類の提出や改良計画も出され、問題はないと判断しました。

以上26件については、先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、18番から43番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、44番。

8番 林田智博委員

8番委員、林田です。

44番につきまして、地区委員会での協議内容を報告します。

44番は、耕作の便宜上取得する申請です。譲受人は専業農家で、米とナスを作付されており、許可後は露地野菜をつくられる予定です。先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、44番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、45番。

2番 福原幸一委員

2番、福原です。

45番について、先日の地区委員会での協議を報告します。

45番は、農業生産法人が経営拡張のため賃貸借権設定の申請です。申請人は、米、麦を主に作付されており、許可後も米、麦を作付される予定です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、45番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、46番。

20番 田中求委員

20番委員。

46番と47番について、地区委員会での協議状況を報告します。

46番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、水稻と麦を作付されているということでしたが、農業の従事状況が確認できませんでした。今後詳しく聞き取り調査を行うということで、次回の地区委員会に諮り、意見をとりまとめたいということで、

継続審議が妥当であるとの協議結果でございます。

47番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は、現在水稻を作付されており、許可後も水稻を作付される予定です。また、全農地について耕作されており、地域との調和を図られていることを地元委員が確認いたしております。

47番は、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。

以上、地区委員会で判断をいたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、地元委員より46番から47番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、46番は継続審議とし、47番については申請どおり許可相当といたします。
　　続きまして、48番。

40番 西川秀文委員

40番委員です。

48番から49番についての地区委員会で協議状況を報告いたします。

48番は、譲受人が西環状道路用地として収用される農地の代替地として取得される申請です。許可後は、施設野菜の作付をされます。

49番は、後継者が父親の農地を使用貸借される申請です。借人は現在、農業後継者として営農されておりますが、制度年金を導入し、経営の安定化を図るために使用貸借の設定をされるものです。許可後は施設野菜の作付をされる予定です。

以上2件、先日の地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認しております。審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より48番から49番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、50番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

50番から63番について、地区委員会での協議状況を報告します。

50番は、新規就農の申請です。地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、販売先等を聞き取りいたしました。申請人は、今まで農作物の販売等に従事されていましたが、生産することに意欲を持たれ、就農の計画をされました。許可後はトマトをつくられる予定です。

51番は、独立就農の申請です。地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取りいたしました。申請人は以前から農業が身近にあり、貸人であるおじのところで経験を積み、今回の申請をされました。許可後は、施設野菜をつくられる予定です。

52番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人はミカンをつくっている農家で、許可後はミカンをつくられる予定です。

53番は、農業者年金受給継続のために使用貸借の再設定をされる申請です。借人は主に水稻をつくっている農家で、許可後も水稻をつくられる予定です。

54番は、県外在住で農地を管理できないためにいここへ贈与する申請です。譲受人はにんにくをつくっている農家で、許可後もにんにくをつくられる予定です。

55番から57番は関連で、独立就農の申請です。先日の地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、予定販売先等を聞き取りいたしました。実家が農家で、今回独立を志し、専門学校等で研修を受け、今回の申請をされました。許可後は露地野菜をつくられる予定です。

58番と59番は関連で、経営拡張のため農地を賃貸借され、合わせて叔母から贈与を受ける申請です。申請人は水稻をつくっている農家で、許可後は水稻をつくられる予定です。

60番から63番は関連で、独立就農の申請です。地区委員会に出席をいただき、事業計画、取得機械、販売先等を聞き取りいたしました。農産物の生産に意欲を持たれ、農家で研修を受け、今回の申請をされました。許可後は露地野菜と水稻をつくられる予定です。

以上14件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、50番から63番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。
転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

47番 藤本照義委員

47番、藤本です。

1番と2番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、ことし2月に農地法第5条許可済みの申請者が事業計画内容を変更することの申請です。事業計画といたしましては、当初計画地に隣接する農地192㎡を今回、事業用地として追加し、駐車場台数を68台から75台に変更するものです。なお、事業計画変更承認申請にあわせ、農地法第5条の申請が提出されております。

2番は、平成24年に農地法第5条許可済みの当初計画者が資金面等の理由から、事業を遂行することが困難となり、事業を継承する申請がありました。事業計画の内容につきましては、当初計画どおりの変更はありません。また、事業変更承認申請にあわせ、農地法第5条の申請が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会で現状を確認し、検討した結果、変更はやむを得ないこととの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、10件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いいたします。

32番 橋本春利委員

32番委員の橋本でございます。

1番から2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農業用倉庫建築のための転用申請です。申請人は松尾町でミカンを栽培されている専業農家で、2町3反ほど耕作されておしま

す。現在、収穫したミカンは知人から倉庫を借り貯蔵しておられましたが、その所有者から返却してほしいと申し出があり、今回ミカンの貯蔵施設として農業用倉庫を建築されることになりました。

利用計画は2筆合わせて350㎡の敷地に倉庫1棟と通路及び作業場を設置される計画です。農地区分は中山間地域に位置し、生産性の低い2種農地と判断されます。排水計画につきましては、雨水のみで地下浸透オーバーフロー分は東側道路側溝へ接続、放流される計画です。資金計画につきましては、自己資金と融資で賄われ、残高証明と融資証明で確認済みです。周辺の状況は、北側と南側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

2番は、太陽光発電施設への転用申請です。先月の総会で継続審議となった案件で、隣接地との境界立会が出来ておらず、今回も継続審議となりました。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、1番については許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なもの判断いたしました。2番については、継続審議といたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。2番については、継続審議にまたなったわけでございます。どうかよろしくお願しておきます。
　　続きまして、3番。

16番 南順二委員

16番委員、南です。

3番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、宅地拡張のための転用申請です。申請者はミカンを栽培される農家で、30年程度前、自家用車の事業用車両がふえたため、自宅周りが手狭になり、農業委員会の許可を受けずに申請地を宅地の一部として転用されました。申請者の長男が申請地の登記簿を確認されたところ、農地のままになっていることが判明し、今回その是正のための申請です。無断転用であり、深く反省し、今後は農地法を守る旨の始末書が提出されております。農地法は、生産力の低い広がりがない小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。資金は転用済

みのため発生いたしません。土地利用計画は、宅地の一部として事業車両の回転スペース等としての利用です。周囲の状況は、東側が道路、西側が水路、南側及び北側が自己所有空き地の宅地となっており、農地はありません。排水は雨水のみで、地下浸透され、オーバーフロー分は申請地東側の道路側溝に放流されます。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、周辺農地への影響など一般基準いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、4番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、営農を継続しながら、その上に太陽光発電設備を設置するため、3年間の一時転用の申請をするものです。申請地は4筆、4,244㎡の中で営農型太陽光発電設備、下部面積が2,933㎡、転用面積とされる支柱部分の面積が9,362㎡です。申請地は集落内開発制度指定区域内で、農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の優良農地で、甲種農地と判断されます。太陽光発電設備下部においては、ミョウガをそれ以外の農地にはタマネギを申請人自ら作付する計画で、営農計画書と営農への影響の見込み及びその根拠となる関連データ、地域の平均的な反収等の数値、また、必要な知見を有するものの意見書も添付されております。転用面積が妥当であるかについては、太陽光パネル1,638枚、401.3kwの能力で妥当な面積だと思われま。周囲の農地は東西にあり、所有者の同意を得ております。給水はなく、排水計画については、雨水は自然排水です。生活雑排水は発生しません。被害防除についての対策を図られることも確認しております。資金信用については、融資によるもので、融資証明書の提出を受けております。工事計画は平成26年6月から4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

先日の地区委員会において、本人立ち会いのもと現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、5番。

4 3 番 杉浦照雄委員

4 3 番委員、杉浦です。

5番と6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番につきましては、申請人が自動精米機の設置及び駐車場に転用する申請です。申請人は、既に自動精米機を設置しており、法的手続をされていなかったことを深く反省され、転用許可がおりるまでは営業を自粛されているとのことであり、始末書の提出も受けております。農地区分につきましては、農地の広がり小規模であるため、2種農地と判断されます。申請人は、老後の生計のため自動精米機の導入を以前より検討しており、申請地が国道沿いであり、需要が多く見込まれると思い転用を検討されました。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断されます。給水計画と汚水、雑排水はなく、雨水は敷地内に自然浸透されます。周辺の状況は、西と北側は道路、南と東側は農地に隣接していますが、土砂流出、日照等に影響がないよう対策が図られていることを確認しております。

6番につきましては、申請人が太陽光発電設備新設のための転用申請です。農地区分につきましては、農地の広がり小規模であるため、2種農地と判断されます。申請人は、本人所有の農地を長年耕作されていた父が高齢により、経営規模の縮小に伴い、土地の有効活用と地元の電力用途に貢献したく当該地での転用を検討されました。利用計画面積は、畑845㎡の敷地に太陽電池パネル数が216枚、太陽電池容量が55.08kwを設置するよう計画されており、適正な面積ではないかと判断されます。資金計画については、計画を賄う額の融資証明と残高証明が提出されております。給水計画と汚水、雑排水はなく、雨水は敷地内に自然浸透されます。周辺の状況は、農地はなく、

宅地に囲まれており、土砂流出、日照等に影響がないよう対策が図られていることを確認しております。工事期間は6月10日から9月20日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地状況、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、5番、6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、7番。

45番 内田康喜委員

45番委員。

7番について、地区委員会での協議状況を報告します。

7番は、龍田2丁目にお住まいの申請人が所有する農地に太陽光発電設備を設置し、その下部で継続して作物の栽培を行う計画で、太陽光発電設備の支柱部分のみの転用をする一時転用です。申請地はおおむね10ha以上の広がりがある農地であるため、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、太陽光発電設備が容易に撤去できる構造で、下部の農地で継続して行い、その収量が地域の平均の2割以上の減収が認められない場合に限り、3年間の一時転用をその支柱部分等の面積のみ一部転用許可がなされるものに該当すると判断しました。申請人は、これまで申請地でボーリング設備により揚水された地下水で水稻を栽培されておりましたが、その設備も老朽化しており、ほかに水稻を栽培する者もおらず、設備の更新費用等の負担と米価の下落もあり見込めないため、安定的な収量、収益を確保するため作物の転換を図るとともに、長期的に安定した売電による収入を充てるため計画をなされたものです。転用面積は農地面積7,870㎡のうち2,292番が1,004㎡のうち924㎡、2,276番が1,950㎡のうち1,180㎡の7,072㎡で、申請地の地下に埋蔵文化財が確認されるため、影響を及ぼさないよう面積の広いタイル状の基礎を設置されるので、転用対象の支柱部分の面積が276.88㎡となりますが、容易に撤去できる構造と判断され、妥当で

はないかと判断されます。

営農計画といたしましては、太陽光パネル下の日陰となる部分にミョウガとサカキを、それ以外の部分についてはニンジン、大根、ホウレンソウ等の露地野菜を作付する計画です。その計画の中で、パネル下に作付予定のミョウガ、サカキについては、太陽光パネルによる遮光が及ぼす営農への影響の見込み及びその根拠になる地域の平均的な反収等の数字等、また、作物への栽培、収量確保に影響がない旨の知見を有するものの意見書も提出されております。また、計画を賄う金額の金融機関による融資証明が添付されております。現地の状況は、東、南側は農地、西、北は農地と山林で、隣接する農地への所有者の協議も済み、隣接農地への被害防除計画も許可要件を満たしていると判断されます。雨水の処理は下部は農地のままで、自然地下浸透貯留されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

以上、さきの地区委員会にて現地調査、協議検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、7番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、8番。

40番 西川秀文委員

40番委員です。

8番について、地区委員会での協議状況を報告します。

8番は、申請農地の一部を貸駐車場とされる転用許可申請です。申請地は10ha以上の広がりのある農地で、第1種農地と判断されず。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落に接続して設置される施設の不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。一団の農地の端部で、農地を分断する転用ではありません。申請地は、複数の神社、飲食店に隣接しており、特に神社は休日に既存の駐車場では賄い切れないほどの参拝者が訪れ、路上駐車などのトラブルも起きるため、神社側から駐車場契約の要望があり、貸駐車場を計画されたものです。既に申請農地の一部は、隣接する店舗の駐車場として転用許可も得られ、使用されているため、残りの部分の転用申請となります。転用面積については、計画駐車場区画数を42区画に必要な面積

で、工事期間も許可後直ちに着工され、平成27年10月31日までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、造成費用などは全て自己資金で賄われます。現地の状況は、北側は宅地、西側は農地、南側は市道、北側は上水道施設用地で、隣接する農地所有者からの同意も得られております。雨水の処理は砂利舗装で使用されるため、自然地下浸透処理されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

以上、さきの地区委員会においての現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きます、9番。

29番 村上智弘委員

29番委員の村上です。

9番と10番について、地区委員会での協議状況を報告します。

9番は、太陽光発電設備の申請です。管理できない農地に苦慮され、有効利用を検討され、太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の融資証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、西側は国道、北側は宅地、南側と東側は農地と接していますが、隣接所有者の同意は得てあります。転用面積については、今回の太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から12月末までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

10番も太陽光発電設備の申請です。耕作に不向きであるため有効利用を検討され、太陽光発電設備を計画されました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分については、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東側は宅地、西側は雑種地、南側は市道、北側は農地と接していますが、同意は得てあります。転用面積については、太陽光発電設備として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理

につきましては、地下浸透されます。工事期間は、許可日から9月の末日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、いずれも転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、9番10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業委員会へ諮問することといたします。

次に、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、10番が取り下げとなっておりますので、取り下げ案件も含めて59件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

48番 田上義則委員

48番委員、田上です。

1番から7番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、診療所への所有権移転の転用申請です。農地区区分は、小集団の生産力の低い農地である第2種農地と判断されます。土地選定理由は、現診療所周辺の環境が最適と言えず、駐車場前面道路も混雑し、交通事情も悪かったため、現診療所に近く交通事情、環境改善が見込まれる申請地を選ばれました。土地利用計画は、3階建て診療所1棟の建築と駐車スペース28台分を整備し、利用される計画です。排水は、雨水は浸透ますで抑制後、西側側溝に放流、生活雑排水、汚水につきましては、南西側マンホールに歩道内先行配管分を接続し、放流するとのことです。

なお、排水につきましては、地元農区長からの同意書が送付されております。

被害防除につきましては、建物の建設工事より先行して西側と北側に擁壁工事を行い、隣接農地に影響のないよう十分注意するとのことです。農地の所有者との調整は済み、同意はいただいているとのことです。また、申請地は土地改良区の区域内でございますので、今回の

転用に対し、差し支えない旨の意見書が送付されております。資金計画は、全額自己資金で賄われるとのことで、残高証明書により確認しております。工事完了は、来年1月31日までを予定されております。

なお、本件につきましては、開発許可が必要となりますが、転用申請と同時に市開発景観課と協議が行われているとを確認済みでございます。

申請地は、違反転用でございましたが、深く反省された旨のてんまつ書が譲渡人より提出されております。

続きまして、3番と4番も関連で、建売住宅への所有権移転の転用申請です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地である第2種農地と判断されます。土地選定理由は、集落内開発制度を利用して、建売住宅販売を考えておられたところ、区域内である申請地を見つけたため選ばれました。土地利用計画は、木造2階建て住宅12棟と公園1区画を整備し、利用される計画です。排水は、雨水は浸透井戸で処理後、オーバーフロー分を西側水路へ放流、生活雑排水、汚水は開発道路内に下水道本管を設け、各宅内に汚水ますを設置するとのことです。排水につきましては、地元農区長からの同意書が送付されております。南側に農地がありますが、所有者との調整は済み、同意はいただいているとのことです。また、申請地は、土地改良区内に該当しますので、差し支えない旨の意見書が送付されております。資金計画は、全額融資とのことで、融資証明書により確認しております。工事完了は、平成28年4月10日までを予定されております。

なお、本件につきましては、開発許可が必要となりますが、転用申請と同時に、市開発景観課と協議が行われているとを確認済みでございます。

続きまして、5番、6番、7番も関連で、建売住宅への所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地選定理由は、申請地近隣に閑静な住宅街があり、交通アクセスも良好で、住宅需要が見込まれることから選ばれました。土地利用計画は、木造2階建て住宅15棟の建築と、公共施設用地を整備し、利用される計画です。排水は、雨水は新設道路内に側溝を設け、接続、放流、生活雑排水、汚水につきましては、新設合併浄化槽で処理後、側溝へ接続、放流されるとのことです。

なお、排水につきましては、地元農区長からの同意書が送付されております。

資金計画は、全額自己資金で賄われるとのことで、残高証明書により確認しております。工事完了は、平成28年5月14日までを予定されております。

なお、本件につきましても、開発許可が必要となりますが、転用申請と同時に、市開発景観課と協議が行われているとを確認済みでございます。

以上7件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準について検討しましたところ、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から7番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、8番。

47番 藤本照義委員

47番委員、藤本です。

8番から11番につきまして、先日の地区委員会の協議状況をご報告いたします。

8番は、駐車場の賃借権設定の転用申請です。農地区分は、小集団の生産力の低い農地である第2種農地と判断されます。土地選定理由は、申請地が前回駐車場で転用許可済みの土地に隣接しており、所有者からの要望もあったことから選ばれました。土地利用計画は、今回192㎡を追加した土地に8台分と、当初計画地に68台から67台の変更をした分の合わせて75台分の駐車場として利用される計画です。事業計画変更につきましては、先ほど承認いたしました申請と同時に提出されております。排水は、汚水のみで砂利仕上げとして一体的に地下浸透処理を行うために外周には流出されないとのことです。西側、南側は農地であります。所有者との調整は済み、同意はいただいております。資金計画は、全額自己資金で賄われています。残高証明書により確認しております。工事完了は、平成26年10月31日を予定しております。

続きまして、9番です。

9番は、診療所の所有権移転の転用申請です。農地区分は、1筆が上下水道管が埋設する道路の沿道の区域にあり、かつ500m以内に複数の教育施設、医療施設があることから、第3種農地と判断され、もう一筆が10ha以上の広がりのある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、総事業面積の第1種農地を含める割合が3分の1を超えないことから不許可の例外に該当するものに判断

いたします。土地選定理由は、現診療所の敷地が狭く、施設の環境も不十分であり、駐車場確保もできないことから現診療所に近く交通面や環境面等良好な申請地を選ばれました。土地利用計画は、診療所1棟の建築を計画しておりますが、排水は、雨水新設吸収層に処理し、オーバーフロー分は市道路側溝へ放流、生活雑排水、汚水につきましては、西側市道下水道管へ接続、放流するとのことです。南側に農地がありますが、所有地との調整は済み、同意はいただいております。資金計画は、全額を融資で賄われるとのことです。融資証明書により確認しております。工事完了は、平成26年12月31日を予定されております。

なお、本件につきましては、開発許可が必要になります。転用申請と同時に、市開発景観課と協議が行われていますことを確認済みです。

10番は取り下げになりました。

最後に、11番です。建売住宅、公衆用道路の所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されることから不許可の例外に該当するものと判断されます。申請地は、平成24年11月7日付で転用許可済みでしたが、当初計画者が事業を遂行できなくなり、今回の譲受人の事業が承継されます。転用申請と同時に、事業計画変更承認申請が提出されております。土地利用計画は、当初どおりで、木造2階建てで住宅8棟と公共用施設用地を計画されております。排水は、雨水、新設道路内に側溝を設け集水し、オーバーフロー分は道路側溝へ接続、放流、生活雑排水、汚水につきましては、各棟新設合併浄化槽を設置し、処理水を側溝へ接続、放流するとのことです。資金計画は、全額自己資金で賄われるとのことです。残高証明書により確認しております。工事完了は、平成26年12月31日までの予定です。

なお、本件につきましては、開発許可が必要になりますが、転用申請と同時に、市開発景観課と協議が行われていることが確認済みです。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準につきましては検討しました結果、申請は妥当であることの協議の結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より8番、9番、10番は取り下げで、11番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問

することといたします。

続きまして、12番。

32番 橋本春利委員

32番委員の橋本でございます。

12番から13番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

12番は、資材置き場への転用で、所有権移転の申請です。申請人は、建設会社の代表取締役をされており、今回その建設用の資材置き場として申請されました。土地利用計画は、239㎡にプレハブ倉庫1棟とバリケードやカラーコーンなど建設現場で使用する機材を置かれる計画です。農地区分は、10ha未満の小集団農地で、生産性の低い2種農地と判断しました。排水計画は、雨水のみで、地下へ自然浸透されます。資金計画は、自己資金で賄われ、残高証明で確認済みです。周辺の状況は、西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

13番は、一時転用による賃借権の設定です。申請人は、五領建設株式会社で、申請地の近くで下水道工事をされるため工事用の砕石など資材置き場を設置される計画です。期間は、平成26年9月30日までを予定されております。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の農地で、2種農地と判断されます。排水計画は、雨水のみで、地下へ自然浸透、オーバーフロー分は北側水路へ接続、放流される計画です。周辺の状況は、東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より12番、13番について報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
続きまして、14番。

16番 南順二委員

16番委員、南です。

14番、15番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご

報告いたします。

14番、15番は関連で、太陽光発電設備の転用申請で地上権を設定されるものです。14番、15番の両転用者は、太陽光発電事業を主に取り扱う関連会社です。農地区分は、中山間地の生産力の低い農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、両申請とも発電機を200kw、太陽光パネル800枚を設置される計画です。資金計画は、両申請とも自己資金と融資により賄われる計画で、銀行の残高証明、融資証明で確認いたしております。周囲の状況は、東側が道路、西側、南側及び北側が畑で、隣接農地の地権者からの同意もとられています。排水計画は、雨水のみで、地下浸透により処理される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より14番から15番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問とすることといたします。
　　続きます、16番。

4番 米村昌昭委員

4番委員の米村です。

16番から41番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、申請人が個人住宅建設のために所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域外に近接する10ha未満の農地で、第2種農地に判断されます。申請地は、県道畠口川尻停車場線に近い農地で、集落内開発制度指定区域内にあります。申請人は、現在借家住まいで、持ち家を計画され、交通便がよく上下水道もあり、住環境の整ったこの場所を選定されたものであります。転用計画は、畑2筆、426㎡に木造平屋建て、建築面積140.77㎡の個人住宅を建築されるものです。開発許可については、開発景観課の事前審査についての回答書も受けております。資金計画は、自己資金と借入金で賄われる計画で、預金の残高証明及び借入先の融資証明書で確認しております。被害防除については、周辺に被害が出ないように対策を図られ

ているところを確認しております。給排水計画などにおいては、給水は市の上水道を使用、雨水は浸透ますを設置し、処理し、オーバーフロー分は西側の排水路へ放流、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、同じく西側排水路へ接続、放流される計画です。北側に隣接する農地がありますが、同意を得ておられます。工事期間は、平成26年5月10日から平成26年8月31日までの約4カ月間を予定されております。

17番は、店舗及び駐車場設置のための所有権移転を申請されるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は、集落内開発制度指定区域内にあり、美容室を営む申請者が手狭になった店舗の増築と来客用の駐車場の増設を計画されたものであります。転用計画は、畑2筆、254㎡に木造平屋建て、建築面積37.265㎡の店舗と駐車場5台分を計画されております。開発許可については、開発景觀課と申請、協議中です。資金計画は、借入金で賄われる計画で、借入先の融資保証で確認しております。被害防除については、周辺に被害がないように対策が図られておることを確認しております。給排水計画などについては、給水は市の上水道を使用、雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は集水ますに集水し、西側里道側溝へ接続、放流、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽で処理後、同じく西側里道側溝へ放流される計画です。周辺農地は、東と南側に隣接する農地がありますが、同意を得られており、工事期間は、平成26年5月1日から平成26年12月31日までの約8カ月間を予定されております。

18番から40番までは継続審議の案件で、営農型太陽光発電建設のための賃貸借権設定の申請です。申請地は、10ha以上の広がりのある農地で、1種農地と判断され、畑31筆、合計1万3,447㎡の関係農地に太陽光パネル、杭部分96㎡が一部転用されるものです。営農計画は、さきの3条申請のとおり、ミョウガとタマネギの作付をされ、発電設備はソーラーパネル4,060枚で、発電システムは1,000kwを計画されております。今回は継続審議の要因であった許可申請に必要な営農の見込み、反収8割以上及び関連データ、その知見を有するものの意見書、設備撤去負担の誓約書など前回の不足書類の提出もなされております。資金計画は、自己資金で賄われる予定で、残高証明で確認をしております。被害防除については、周辺に被害の出ないように対策が図られていることを確認しております。給排水計画については、給水及び生活雑排水、汚水はなく、雨水は自然浸透させ、敷地内に浸透ますを設置し、処理される計画です。周辺農地は、東と西と南に隣接する農地がありますが、同意書を得ておられます。工事期間は、平成26年5月1日から平成26年12月31日までの約8カ月間を予定されております。

41番は、申請人集落内に居住が資材置き場設置のため賃貸借権の設定をされるものです。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地内で、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続し設置されたものとして不許可の例外に該当すると判断しました。また、集落内開発制度指定区域内であり、農地を分断する転用ではありません。ノリ専業生産者の申請者は、これまで借りていた資材置き場の使用を断られたため、新しく探していたところ、この申請地は自宅に近く、規模面積の広さも十分あることから選定されたものです。転用計画は、田1筆820㎡で、ノリ生産漁資材、フリュウ棚、支柱棚、網干場などを置かれる予定です。資金計画は、自己資金で賄われる計画で、預金の残高証明書で確認しております。また、被害防除については、周辺に被害が出ないように対策が図られていることを確認しております。排水計画などについて、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は南側水路へ放流される計画です。周辺に接続する農地はありません。工事期間は、平成26年5月1日から平成26年6月30日までの約2カ月間を予定されております。

以上26件、先日の地区委員会で現地を確認し、検討した結果、これらの案件は立地基準の面、立地条件、転用確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、16番から41番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、42番。

2番 福原幸一委員

2番、福原です。

42番は、有限会社柳川が申請農地を賃貸借し、太陽光発電設備を設置されるための転用許可申請です。申請地は、10ha以上の広がりのある高性能農業機械も営農も可能な農地であり、甲種農地と判断しますが、今回の申請が隣接する雑種地と一体的に同一の事業を行うものであり、事業の総面積に占める甲種農地の割合が5分の1を超えない面積であることから、不許可の例外事由に該当すると判断しました。選定理由といたしましては、発電事業に新規参入し、電力供給事

業を計画的に運営するとともに、地域社会の発展に寄与できるものと考えられ、隣接する雑種地と一体で広く利用でき好条件であるため選定されました。申請地は、無断での盛土、休耕地になっており、始末書が提出されて、深く反省されております。転用面積につきましては、申請地を含む総事業面積6,168㎡に太陽光パネル1,746枚を設置され、適正な面積ではないかと判断されます。現地の状況は、北側、南側は水路、東側は雑種地、西側に田があり、隣接する農地の所有者から同意は得られています。給水はなく、雨水のみ敷地内に集水ますを設置し、オーバーフロー分は南側水路へ放流される計画です。地元の同意も得られております。また、資金計画につきましては、全て融資によって賄われる計画で、金融機関の融資証明が添付されております。被害防除の計画については、周辺に影響が出ないよう対策を図られるものと確認しております。工事期間は、平成26年5月1日から26年7月30日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、42番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
 続きます、43番。

43番 杉浦照雄委員

43番委員です。

43番から51番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

43番につきましては、個人住宅を建築するために祖父から孫への使用貸借権設定による転用申請です。借人は、申請地が祖父所有の土地であり、実家のすぐ近くに位置しており、環境面、交通面でも恵まれていることから選定されました。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の資金証明が提出されて

いることを確認しております。給水は、ボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水は敷地内に新設の吸い込みますを設置し浸透させます。生活雑排水、汚水は、南側県道にある既設公共下水道に接続、放流されるよう計画されております。周囲の状況は、南以外は農地に囲まれています。土砂流出、日照等に影響が出ないように対策が図られており、隣接同意が得られていることを確認しております。また、転用許可意外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は、5月1日から12月20日までの期間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

44番と45番は関連でありまして、太陽光発電設備新設のために貸借権設定する転用申請です。農地区分につきましては、農地の広がり小規模であるため、2種農地と判断されます。申請人は、太陽光発電の関連事業をしている会社で、地元の電力供給に貢献するために、日当たりが良好で土地の整備がしやすい当該地での転用を検討されました。利用計画面積は、畑1万6,191㎡の敷地に太陽電池パネル、パネル数が2,190枚、太陽電池容量が547.5kwを設置するよう計画されており、適正な面積ではないかと判断されます。資金計画については、計画を賄う額の残高証明が提出されております。給水計画と雨水、雑排水はなく、雨水は敷地内に浸透ますを設置して処理し、オーバーフロー分は水路へ放流する計画されております。

しかしながら、周囲の状況は、北と東側に隣接農地がありますが、先日の地区委員会の現地調査の際、境界がはっきりせず、隣接同意がとれていないことが判明したため、その解決を求めていくことを協議し、継続審議が妥当であるとの協議結果でございます。

46番につきましては、譲受人が個人住宅建築と道路に転用する申請です。申請人は、借家住まいをされており、手狭になったために環境面や交通の利便性に優れた当該地での転用を検討されました。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の資金証明が提出されていることを確認しております。給水は、ボーリングにより地下水を利用します。排水計画については、雨水は敷地内に浸透させ、オーバーフロー分は北側の市道側溝へ放流します。生活雑排水、汚水は合併浄化槽で処理後、北側の市道側溝へ放流するよう計画されております。周囲の状況は、南と東側が農地と隣接していますが、コンクリートブロックを設置し、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策が図られております。また、転用許可意外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は、5月1日から12月20日までの期間を予定されており、

許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

47番につきましても、譲受人が個人住宅建築と道路に転用する申請です。申請人は、借家住まいをされており、手狭になったために、両親が住む隣接地であり、環境面や交通の利便性のよい当該地への転用を検討されました。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。転用面積が妥当であるかについては、適正な面積ではないかと判断いたしました。資金については、計画を賄う額の資金証明が提出されていることを確認しております。給水は、市の上水道より給水します。排水計画については、雨水は敷地内に浸透させ、オーバーフロー分は西側の市道側溝へ放流します。生活雑排水、汚水は市の下水道へ放流するよう計画されております。周囲の状況は、北側のみ農地と隣接しておりますが、土砂流出、日照等に影響が出ないように対策が図られております。また、転用許可意外に開発許可が必要になりますが、事前審査の書類提出を確認しております。工事期間は、5月1日から12月20日までの期間を予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

48番につきましては、太陽光発電設備新設のために父から子へ贈与による所有権移転の転用申請です。農地区分につきましては、農地の広がり小規模であるため2種農地と判断されます。申請人は、父の所有する農地が遠隔地であり、管理するのに苦慮していたために、耕作放棄地にならないようにとの思いから太陽光発電事業を計画されました。利用計画面積は、畑1, 223㎡の敷地に太陽電池パネル数が324枚、太陽電池容量が53.46kwを設置するよう計画されており、適正な面積ではないかと判断されます。資金計画については、計画を賄う額の融資証明が提出されております。給水計画と汚水、雑排水はなく、雨水は敷地内に浸透ますを設置して処理するよう計画されております。周辺の状況は、南と東側に隣接農地はありますが、土砂流出、日照等に影響がないよう対策が図られていることを確認しております。工事期間は、6月1日から10月1日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

49番から51番につきましても、譲受人が太陽光発電設備新設のための転用申請です。農地区分につきましては、10ha以上の農地の広がりがなく、生産性の低い2種農地と判断されます。申請人は、以前から社会全体の節電意識につながるような環境に優しい太陽光発電を導入しようと検討していて、城南地域の電力供給に貢献したく、当該地を選定されました。利用計画面積は、畑2, 154㎡の敷地に太陽電池パネル数が468枚、太陽電池容量が138.6kwを設置するよう計画されており、適正な面積ではないかと判断されます。資金計画については、計画を賄う額の融資証明が提出されております。

給水はなく、排水計画については、雨水は自然排水です。汚水、生活雑排水は発生しません。周辺の状況は、北側以外は農地に囲まれておりますが、土砂流出、日照等に影響がないよう対策が図られていることを確認しております。工事期間は、5月1日から11月30日までを予定されており、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上9件、先日の地区委員会で現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、43番と46番から51番にかけては転用許可基準を満たすものと協議しました。また、44番と45番については継続審議が妥当であると協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より43番から51番までご報告がございましたが、44番と45番は継続審議になっております。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、52番。

45番 内田康喜委員

45番委員。

52番は、3号議案7番との関連です。借受人が計画されている太陽光発電設備の転用工事のため、工事用通路として一時的に賃借されるため申請されたものです。

なお、面積は1筆の農地の一部で、面積は358㎡です。転用予定地までの道路が狭く、工事車両の出入りのため、隣接する申請地の一部を使用されるものです。農地区分としては、10ha以上の広がりのある農地であるため、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則転用できませんが、一時的な転用で例外規定により許可が可能となりますので、それに従って申請されております。雨水の処理については地下浸透処理で、周囲の状況は北と南が貸人所有の農地、東は借人所有の農地、西側が既存の市道、碎石舗装が行われる予定ですが、農地への影響がないよう保護シートを施工された上に舗装を予定されており、被害防除についての対策が図られていることを確認しております。利用期間は、許可日から平成26年10月30日までを予定されており、工事費用、地代等についても融資証明で確認済みです。期間終了時には、農地の復元が条件となっております。

以上、さきの地区委員会において現地調査、協議検討の結果、転用許可基準は満たされていると判断されております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、52番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、53番。

40番 西川秀文委員

40番委員です。

53番から57番についての地区委員会での現地調査、協議状況を報告いたします。

53番は、借人が申請地を賃借し、太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、10ha未満の農業公共投資がなされていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。借人は、太陽光発電による売電を目的とした法人で、会社に近接する申請農地に計画し、申請をされたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積で工事期間も許可後、平成26年6月末日までに完了される計画で、妥当ではないかと判断されます。また、費用は全て自己資金で賄われますが、金融機関発行の残高証明も添付されております。現地の状況は、東、西側は農地、北側は道路、南側は山林で、隣接する農地所有者との協議も済み、同意も得られております。雨水の処理は、敷地内で地下浸透処理をされますが、汚水、生活雑排水は発生いたしません。

54番は、譲受人が祖父より農地の贈与を受け、個人住宅を建築される転用許可申請です。申請地は、先日の現地調査で確認しましたが、上下水道管の埋設された道路に面し、500m以内の複数の学校施設がある農地であるため、第3種農地と判断されます。申請人は、現在借家にお住まいですが、お子様の成長で手狭となられたことと、父親の農業も手伝っておられるため、実家近くの申請地に住宅を計画されたものです。計画を賄う融資証明も提出されております。工期も許可後、平成27年4月末までに個人住宅等としては適切な工事期間、転用面積ではないかと判断されます。開発許可も条件ですが、事前協議の回答書も提出されております。現地の状況は、東側は宅地、西、南

側は譲渡人の所有のうち、北側は道路です。雨水は、敷地内の浸透ますで浸透処理、オーバーフロー分は既存の排水路に放流されますが、排水同意は得られております。汚水、生活雑排水は公共下水管に接続、放流されます。

55番は、有限会社三大理研工学が北区下硯川町の農地を賃貸借し、産業廃棄物処理場とされる転用申請です。さきの地区委員会で現地調査をしましたが、申請地は一団の広がりのある農地であるため、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、本件は既存施設の拡張で、既存施設の面積の2分の1を超えないものの不許可例外規定に該当するものと判断いたしました。一団の農地の端部で、農地を分断する転用ではありません。借人は、平成6年に産業廃棄物処理施設設置許可申請をされる際に、今回の申請地を山林と誤解して申請手続を行っていたため、その際に行われた農地転用申請で、今回の申請地を申請では必要ないとの認識でしたが、このたび地籍の整理を行っている際に農地であったことが判明し、申請されたものです。借人により当時の農地転用許可申請時に誤って申請し、現在までに産業廃棄物処理最終処分場として使用されていたことについては、理由書が提出されて、当時の認識が不十分であったことを反省しております。転用面積、工期などについては既に転用済みです。また、費用については、土地代のみとなりますが、必要な額の金融機関の残高証明も添付されております。現地の状況は、北側は道路、東、西、南側は既存の施設です。雨水のみの処理で、敷地内での自然地下浸透をされます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

56番と57番は関連です。借人が、56番は妻の父親から、57番は妻の祖母から農地を使用貸借し、個人住宅を建築される転用許可申請です。申請地の表示は、植木町鑑田となっておりますが、現在県営南尾迫地区経営体育成事業で土地改良工事が行われ、備考欄に表示されておりますように、太郎迫町内に仮換地が行われているため、当地区委員会にて審議を行いました。申請地は、特定土地改良事業地区内にあるため、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、本件は農地法施行規則第37条第5項の土地改良事業に定められた用に供するものの不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。農地を分断する転用ではありません。申請人は、現在貸家にお住まいですが、お子様の成長で手狭となり、奥さんの実家近くの申請地が事業により住宅用地として整備されたため計画されたものです。計画を賄う融資証明も提出されております。工事期間も許可後から26年9月末までに完了される計画で、適切な工事期間ではないかと判断されます。開発許可が条件ですが、事前の協議も進められております。現地の状況は、東、南、北側は道路、西側は農地で、隣接する農地所有者の同意も得られております。給水は、既存の上水道から、雨

水は集水ますで、集水後、既存の排水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流されます。排水路を管理する土地改良区からの同意も得られております。

以上5件、さきの地区委員会においての現地調査、協議の結果、転用許可基準に満たされると判断されております。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より53番から57番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、58番。

30番 澤田公俊委員

30番委員です。

58番と59番について、地区委員会での協議状況を報告します。

58番は、貸駐車場の申請です。申請人は、申請地と隣接で運送業を営んでおられますが、事業拡大に伴い、駐車場が手狭となるため今回の計画をされました。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。農地区分につきましては、農地の広がり方が小規模であるため、第2種農地と判断されます。現地の周囲は、東は雑種地、南側は鉄道敷地、北側は水路、西側は農地と接していますが、隣接地権者の同意は得てあります。転用面積については、大型ダンプ8台分の駐車場として適正な面積ではないかと判断されます。雨水の処理につきましては、地下浸透され、オーバーフロー分は北側水路へ放流されます。工事期間は、許可日から10月末日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

59番は、資材置き場及び駐車場の申請です。株式会社アヴェルは通信販売の事業をされていますが、商品の置き場や積み下ろしスペースが不足していたため、今回の計画をされました。農地区分につきましては、農地の広がり方が小規模であるため第2種農地と判断されます。資金については、計画を賄う額の残高証明書が提出されております。現地の周囲は、南側は県道、残りは農地に接していますが、隣接地権者の同意は得てあります。雨水の処理につきましては、水路へ放流しますが、農区長の同意は得てあります。工事期間は、許可日から7月末日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上2件、さきの地区委員会での現地確認を行い、立地基準の面及び立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など一般基準の面を検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、58番から59番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか

。 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次は、追加案件1件でございます。

32番 橋本春利委員

32番委員の橋本でございます。

追加議案1番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、農家住宅と農業用倉庫の建築のための所有権移転の申請です。申請人は、現在申請地近くで農業をされており、後継者の息子さん夫婦が同居されるため手狭となり、また、現在住んでおられる場所は災害の危険がある傾斜地であるため、今回新築を計画されました。利用計画は、住宅部分が445㎡、倉庫部分が225㎡で、合わせて670㎡の敷地面積となっております。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で、営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建築される500㎡以下の住宅と農業用施設の例外規定に該当するものと判断しました。排水計画につきましては、雨水については集水ますを設置し、東側水路へ接続、放流。汚水、雑排水については合併浄化槽を設置し、処理後、東側水路へ接続、放流される計画です。資金計画は、全て融資で賄われ、融資証明で確認済みです。周辺の状況は、南側と北側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。

以上1件、さきの地区委員会での現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　追加議案について、ただいま地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(1号)についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細31ページの1番から2番までの合計2件でございます。全て相対による売買です。面積は、2件合わせまして、田380㎡、畑2,156㎡の合計2,536㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細31ページの3番から47ページの30番までで、貸し手26名、借り手23名の件数28件です。契約期間別では、6年未満が12件、6年以上10年未満が3件、10年以上が13件で、面積は28件合わせまして、田15万7,821㎡、畑6万4,065㎡の合計22万1,886㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、果樹、施設野菜及び麦です。

次に、再設定分です。明細47ページの31番から50ページの44番までで、貸し手12名、借り手12名の件数14件です。契約期間別では、6年未満が11件、6年以上10年未満が1件、10年以上が2件で、面積は14件合わせまして、田3万7,079㎡、畑1万762㎡の合計4万7,841㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、露地野菜、水稻、果樹及び施設野菜です。

最後に、利用権移転です。こちらは明細50ページの45番から54ページの55番までで、譲渡人1名、譲受人1名の件数11件になります。契約期間別では、6年未満9件、6年以上10年未満2件で、面積は11件合わせまして、田のみの8万6,385㎡です。権利の種類は、賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻です。

以上、1番から55番につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案の説明につきましては、以上です。

議 長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員の橋本でございます。

1 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1 番は、贈与税の納税猶予対象農地についての引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。願い出人は、8反ほど耕作されており、経営内容は水稻とミカンです。対象農地2 1筆につきましては、地元委員が現地を調査した結果、全ての農地が願い出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されております。

以上1件、地区委員会といたしましては、証明書の交付に対し何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

4 番 米村昌昭委員

4 番委員の米村です。

2 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告します。

これは、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願い出人は、これらの農地については主に水稻栽培をされており、引き続き耕作を行っておられることを地元農業委員が確認しております。先日の地区委員会で検討した結果、この件の証明については何ら問題ないものと協議しました。

- ご審議方、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 　　異議なし。
- 議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。
- 続きますして、3番。

30番 澤田公俊委員

- 30番委員です。
- 3番から4番について、地区委員会での審議結果をご報告いたします。
- 3番と4番につきましては、2件とも全ての農地が願ひ出人により耕作されており、継続して農業経営が行われていることが確認されましたので、全筆を証明することと地区委員会で協議しました。
- 以上2件、地元農業委員がそれぞれ現地を調査し、地区委員会にて以上の結果となりました。ご審議方、よろしくお願ひします。

- 議 長 　　ただいま、3番、4番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 　　異議なし。
- 議 長 　　異議なしということで、願ひ出どおり証明することに決定いたします。
- 続きますして、第7号議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部改正案について審議をお願ひいたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 　　第7号議案、まず、議案の1ページをごらんいただきたいと思います。
- 初めに、改正をする理由ですが、本市は平成26年度から組織の中での課長補佐職の段階的な廃止と、係制の廃止が実施されています。この廃止により、職員の職名規則の一部改正も実施されました。これらの改正に伴いまして、当事務局規程の一部を改正するものです。
- 議案の1ページと2ページは、規程を改める内容となっております。改正の主な点をご説明いたします。
- 議案書の3ページをごらんください。第2条の中に、これまでは総務係などの係を置くとありましたが、改正後は、係についての文面は

削除となります。これまでの係が班というグループに変更となります。

続いて、4ページをごらんください。第3条ですが、これまで事務局長から主事までの職名をうたっておりましたが、改正後は事務局長、副事務局長、主査の3つの職名だけを記載し、ほかの職名につきましては、第3条第3項に記載しております。4条1項についても、職名変更に伴います必要な改正などとなっております。

以上で、7号議案についての説明を終わります。

議長 　　ただいま、事務局から7号議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規定案についての説明がありました。何かございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　何もなければ、それでは、第7号議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規定案について承認することに決定いたします。何かご異議ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第7号議案、熊本市農業委員会事務局規程の一部を改正する規定案についてを事務局説明のとおり承認することに決定いたします。

次に、総会次第5の報告に入ります。職員任命について事務局から報告があります。下川局長、よろしく申し上げます。

下川事務局長　　それでは、報告事項、今回の異動に伴います職員の任命についてご報告を申し上げます。お手元のほうに資料を用意しているかと思しますので、ご覧いただきますよう、よろしく申し上げます。

26年3月31日に千原副事務局長が定年により退職になっております。それから、4月1日付でここに書いてある9名の方、本庁関係では村上主幹、清水参事、川野主任主事、松村主任主事、坂本主任主事、それから、西区のほうで村上参事、南区で田中主査と今村主任主事、北区で山田参事の9名の方が市長事務局及び上下水道局に転出となっております。

その下のほうですけれども、現職員のうち小林係長、それから、北嶋係長が主幹ということで昇任をしております。それから、甲斐参事が主査ということで配置がえです。それから、島村主任主事が再任用の更新となっております。

すみません、裏面のほうをお願いします。

転出があると転入ということでございまして、新しく転入者として、本庁に田上副事務局長、水牧主幹、木下参事、澤主任主事、小原主任主事、村田主任主事が転入になっております。それから、西区の分室に田上主任主事、南区分室に市本参事と桑原主事、それから、北区分室に立石参事、計10名の方が新たに転入ということで、今年度はこういう事務局の体制となっておりますので、よろしく申し上げます。今日、当会場に3名出ておりますので、ご紹介をしたいと思います。隣、田上副事務局長でございます。

田上副事務局長 田上と申します。よろしく申し上げます。

下川事務局長 それから、会長の横が水牧主幹でございます。

水牧主幹 水牧です。どうぞよろしくお願ひいたします。

下川事務局長 それから、西区ですけれども、田上主任主事でございます。

田上主任主事 田上です。よろしくお願ひいたします。

下川事務局長 ということで、よろしくお願ひします。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
次第6、その他について、本日は特にございません。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に一任願ひたいと思ひますが、これにご異議ございせんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に一任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉 会 午後 17 時 05 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成 2 6 年 4 月 8 日

会 長 森 日出輝

署名委員 米村 昌昭

署名委員 牛島 國廣

書 記 水上 賢崇